

三芳町内・小規模事業者のみなさんへ

小規模事業者経営改善資金融資制度 マル経融資

マル経融資は三芳町商工会の推薦により、(株)日本政策金融公庫から事業資金の融資が受けられる制度です。

新型コロナウイルス対策マル経 無担保・無保証
3年間金利負担が実質0%

貸付限度額

別枠 **1,000万円**
(通常マル経最大2,000万とは別)

返済期間

運転資金… 7年以内(措置最大3年)
設備資金… 10年以内(措置最大4年)

金利イメージ

(固定・元金均等 令和2年5月現在)

運転資金・設備資金

マル経基準金利
1.21%

コロナ対策マル経
当初3年間利率を0.9%低減
0.31%

国の利子補給
適用で実質金利 **0%**

貸付利率の0.31%分を
最初の3年間利子補給
※3年を経過した時点で基準金利1.21%となります

※利息変動に伴い、補給率が変動する場合がございます。

※利子補給は、利息支払い後に1年分を計算し、補給される見込みです。

マル経融資(新型コロナウイルス対策)制度をご利用いただける方

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者のうち、最近1か月の売上高が前年又は前々年に同期と比較として5%以上減少した方
- 従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下、宿泊業・娯楽業は20人以下)の法人・個人事業主の方
- 最近1年以上、同一商工会の地区内で事業を行っている方
- 税金(所得税、法人税、事業税、住民税)を完納している方
- 商工業者であり、かつ日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方



ひとめでわかる状況別のフローチャート
中小企業向け資金繰り内容一覧はこちら

詳しくは下記三芳町商工会の
連絡先へお問い合わせください

三芳町商工会

切り取らずにFAXしてください

マル経融資相談申込書

FAX : 049-258-2815

三芳町商工会 経営支援担当行

事業所名		氏名	
所在地		電話	
業種		FAX	

※審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください。 ※後日、融資相談の担当者よりご連絡させていただきます。
※ご記入いただいた情報は、マル経融資に関する連絡・記録のために使用します。

●お問い合わせ：三芳町商工会 経営支援担当/中村・佐々木
〒354-0041 三芳町藤久保 7232-2 三芳町商工会館2階 TEL:049-293-3539(担当直通)

世帯や個人の皆様

給付	全国全ての人々に	特別定額給付金	実施中	一律 1人 当たり 10万円 申請は郵送又はマイナポータルで	コールセンター 0120-260-020 (毎日9:00~20:00)
	子育て世帯の方々に	子育て世帯への臨時特別給付金	実施中	児童手当受給世帯に対して 子ども 1人 当たり 1万円 改めての申請不要	各市区町村の窓口まで コールセンター 0120-271-381 (9:00~18:30 土、日、祝日を除く)
	生活が苦しい ひとり親世帯の方々に	ひとり親世帯への臨時特別給付金	順次支給開始	児童扶養手当受給世帯等に対して 5万円 (第2子以降は +3万円) さらに、収入減の場合 +5万円	各市区町村の窓口まで コールセンター 0120-400-903 (9:00~18:00 土、日、祝日を除く)
	休業期間中、 賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	実施準備中	中小企業で働く従業員に対して 月額最大 33万円 を支給	準備中
	休業による収入減で 住居を失うおそれ	住居確保給付金	実施中	原則 3か月 ,最長 9か月 家賃相当額を支援	お住いの市区町村の 自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 (毎日 9:00-21:00)
	アルバイト収入減で 学業継続が厳しい	学生支援緊急給付金	実施中	大学・短大・高专・専門学校生等 1人 当たり 20万円 (住民税非課税世帯) 10万円 (上記以外)	各大学等の学生課等の窓口まで
貸付	収入減で 生活が苦しい	緊急小口資金・ 総合支援資金	実施中	最大 80万円 (二人以上世帯) 最大 65万円 (単身世帯)	市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999(毎日9:00-21:00) 全国の労働金庫や指定された郵便局 でも申請受付
	収入減で 保険料が払えない	国民健康保険料等 の減免	実施中	国民健康保険料、介護保険料、 国民年金保険料等を減免	各市区町村の窓口まで
猶予・減免	生活が苦しくて 税、公共料金が払えない	納税猶予、公共料金の 支払猶予	実施中	国税・地方税、電気・ガス・ 電話料金、NHK受信料等 の各種公共料金の支払を猶予	国税 → 国税局猶予相談センターまで 地方税 → 各地方団体の窓口まで 各種公共料金 → 各事業者まで

中小・小規模事業者等の皆様

給付	売上が半分以下※ で事業の継続が苦しい ※1~12月のどの月でも	持続化給付金	実施中	中小法人等 最大 200万円 フリーランス含む個人事業者 最大 100万円	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570(毎日8:30-19:00) 6月8日から全国1649の商工会及び 46の商工会議所で申請サポート実施 申請サポート会場も順次開設
	家賃の支払いが苦しい	家賃支援給付金	実施準備中	一定の売上減少要件を満たす事業者に 中小企業等 最大 600万円 ※1 個人事業者等 最大 300万円 ※2 ※1 最大100万円/月 (給付率2/3,1/3) × 6ヵ月分 ※2 最大50万円/月 (給付率2/3,1/3) × 6ヵ月分	準備中
助成	雇用を維持できない	雇用調整助成金	実施中	休業手当100%で雇用維持なら 中小は都道府県の休業要請を受けた場合 最大 10割 助成 日額上限8,330円→ 15,000円 に引上げ	お近くの都道府県労働局 またはハローワークまで コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00-21:00)
	事業再開に向けた 投資をしたい	持続化補助金	実施中	小規模事業者に最大 150万円 を補助 (最大100万円までを最大 3/4 補助、 最大 50万円 を定額補助 ナイトクラブ、ライブハウス等は最大200万円)	お近くの商工会 または商工会議所まで
貸付	売上減で 資金繰りが厳しい	実質無利子・ 無担保融資	実施中	3年間無利子 ,最長 5年間元本据置 日本政策金融公庫等に加え、 5月より地銀、信金、信組等でも利用可に	日本公庫 → 0120-154-505 (平日) 商工中金 → 0120-542-711 (平日・休日) 民間金融 → 0570-783-183 (平日・休日)
猶予・減免	売上減で 税、社会保険料が苦しい	国税、地方税、 社会保険料の納付猶予	実施中	売上が一定程度減少の場合、 1年間、 無担保かつ 延滞税なし で猶予	国税 → 国税局猶予相談センターまで 地方税 → 各地方団体の窓口まで 社会保険料 → 管轄の年金事務所、各都道府県労働局
	売上減で 固定資産税が払えない	固定資産税・ 都市計画税の減免	実施中	売上が一定程度減少の場合、 来年度は 2分の1 又は ゼロ に減免	相談ダイヤル 0570-077-322 (平日 9:30~17:00)



生活と事業を守る
各種支援策の一覧、詳細はこちら



販路開拓に係る補助金などの施策は
三芳町商工会のホームページから